

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成23年12月20日（火）午後3時から

2、開催場所 錦江町本庁 2階庁議室

3、出席委員（20人）

会長	宿利原 勝吉
会長代理	近川 正人
2番	鈴 一磨
3番	東郷 輝昭
4番	木原 光郎
5番	厚ヶ瀬 博文
6番	黒瀬 正
7番	牧原 昇
8番	鍋 康博
9番	樋渡 俊信
10番	平原 榮
12番	貫見 和洋
13番	鮫島 廣幸
14番	猪鹿倉 昭雄
15番	落司 順一
16番	畠中 正秋
17番	寺田 郁哉
18番	安水 義文
19番	徳永 哲朗
20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 松元 辰朗 事務局長 折久木 まり子 書記 中野 好太郎 書記

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第31号 農地法第3条許可申請について

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議長 | 只今より平成23年第9回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。
| 本日の総会は、全員出席となっています。
| 本日の総会は、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立しております。
|
| それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する会議録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 それでは異議ないということですので、12番の貫見和洋委員と13番の鮫島廣幸委員を指名致します。宜しく願い致します。

事務局 それでは、会務報告について事務局から報告と説明をお願いします。

議長 会務報告と説明

議長 只今の会務報告について、何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員 発言なし

議長 会務報告を終わりましたので付議事項に入ります。議案第31号農地法第3条許可申請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請 受付番号13号の譲渡人は、M・Yさん鹿児島市在住の方です。経営規模は、自作地2,040㎡です。申請地は、馬場木場ノ上422番23、地目は台帳現況とも田、地積は1,191㎡。次に馬場木場ノ上422番26、地目は台帳現況とも田、地積は249㎡。次に馬場柳ヶ迫3138番5、地目は台帳現況とも畑、地積は600㎡となっています。譲受人は、N・IさんでF自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地540㎡、小作地1,909㎡を耕作されています。

議長 調査委員は、17番の寺田委員となっております。この件につきましては、先月保留となっていた分でございますので、調査報告については、前回不明であった点を明確に報告して頂きたいと思っております。

議長 寺田委員調査報告をお願いします。

17番 報告申し上げます。今月の15日に先月保留になった件に関しまして、再度確認に行ってみました。その結果、今回譲受される分に関しましては、N・Iさん自身が作るということをはっきり確認してまいりました。あとKさん 歳の後継者がいらっしゃるようですが、遠くない将来帰ってきて農業をやるのだというようなこともありますし、先月説明しましたとおり他の耕作地も的確に有効に管理されておりましたので何ら問題ないと思っております。宜しく願い致します。

議長 調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思っております。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは、農地法第3条許可申請、受付番号13号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成ですので農地法第3条許可申請 受付番号13号は許可することに決定しました。次をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請 受付番号16号の譲渡人は、T・Yさん兵庫県在住の方です。経営規模は、自作地526㎡です。申請地は、馬場宮下1808番1、地目は台帳現況とも田、地積は526㎡です。譲受人は、F・YさんでY自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地7,717㎡を耕作されています。調査委員は、11番の宿利原委員をお願いします。権利の取得要件を中心に報告ください。

11番 宿利原委員 それでは調査報告を致します。T・YさんとF・Yさんは、兄弟でTさんが長男で兵庫県に住んでおります。以前からこの田を耕作しておりまして、夫婦で牛を5頭養っております。何ら問題なく、要件をすべてクリアしているので問題ないかと思っております。

議 長 調査報告を行いました。質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思ひます。

全委員 なし。

議 長 無いようすが、質疑を打ち切つて採決に入つて宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは、農地法第3条許可申請、受付番号16号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成ですので農地法第3条許可申請、受付番号16号は許可することに決定しました。

以上で議案第31号、農地法第3条許可申請を終わらして、次に議案第32号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について提案します。説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について受付番号5号の譲渡人は、S・Yさん霧島市在住の方です。

経営規模は、自作地620㎡です。

申請地は、城元平野735番3、地目は台帳現況とも田、地積は620㎡となっています。

譲受人は、T・SさんでK自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員3、労働力3、自作地6,437㎡、小作地1,474㎡を耕作されています。

調査委員は、4番の木原委員となっております。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議 長 木原委員調査報告をお願いします。

4番 譲渡人の方は、M自治会の出身の方でありまして、旧国分市の方に住んでいる方でありま
木原委員 す。譲受人の方は、T・Sさんといひまして、お父さんの方がI・Sさんといひことで農産物の仲介をされているといひことでご存じの方が多いと思ひます。その息子さんでありまして歳であります。この方は認定農業者でもありますので農業経営基盤強化促進法に基づいた所有権移転をお願いしたところでありまして、同法に基づく基準は全て満たしておりますので問題は無いと思ひます。

この土地につきましては、先月あつせん申し出があつた分でありまして、道路に付いていない不利な土地といひことで、道路側はSさんがハウスを設置しているためにSさん以外は耕作できない状況で、出入りが出来ない状況でありましたのでSさんの方に相談をいたしまして、あつせんが成立したものであります。金額については、60万円で折り合いをつけましたが、安いと思われますがYさんの方は50万円でも良いから売ってくださいと、Sさん以外は相談はいかないといひことでありましたが、1畝の10万円どうしてもといひことで60万円をお願いして成立したものであります。以上です。

議 長 調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思ひます。

木原委員 それから農地移動適正化あつせん譲受候補名簿にも登載されているといひことで、問題は無いと私は思ひました。

全委員 なし。

議 長 無いようすが、質疑を打ち切つて採決に入つて宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは、農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について、受付番号5号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について、受付番号5号は原案のとおり決定しました。

議案第32号を終わりまして、議案第33号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権の設定）の錦江町長に対する要請について提案いたします。

事務局 それでは7ページからですが、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画利用権の設定の受付番号291号から345号までを提案します。

受付番号291号の貸人は、K・Sさん、K自治会の方です。

申請地は、田代川原都合山4676番3、地目は田、地積は4,049㎡の内1,950㎡です。

期間は、平成24年1月1日から平成29年12月14日までとなっています。

小作料は、1万円です。

借り人は、K・KさんでU自治会の方です。新規です。

調査委員は東郷委員となっています。

次に受付番号292号の貸人は、H・Kさん、鹿屋市の方です。

申請地は、田代川原下萩ノ隅12番、地目は田、地積は718㎡です。

期間は、平成23年12月23日から平成28年12月14日までとなっています。

小作料は1万円です。

借り人は、K・TさんでT自治会の方です。継続です。

調査委員は、貫見委員となっています。

次の受付番号293号から302号の貸人は、M・Mさん、千葉県の方です。

申請地は、神川二子塚8098番、地目は畑、地積は1,150㎡。

次に神川二子塚8108番、地目は畑、地積は780㎡。

次に神川西大久保4052番37、地目は畑、地積は628㎡。

次に神川石ヶ峯4054番口、地目は畑、地積は1,067㎡。

次に神川西道原8315番、地目は畑、地積は978㎡。

次に神川西道原8317番、地目は畑、地積は928㎡。

次に神川西道原8333番、地目は畑、地積は1,074㎡。

次に神川桜原8390番、地目は畑、地積は905㎡。

次に神川桜原8391番、地目は畑、地積は786㎡。

次に神川桜原8392番、地目は畑、地積は261㎡となっています。

合計8,557㎡となっております。

期間は、平成24年1月1日から平成28年12月14日までとなっています。

小作料は、全部で5万円です。

借り人は、M・SさんでS自治会の方です。新規となっています。

調査委員は、鮫島委員です。

次に受付番号303号の貸人は、A・Kさん、鹿児島市の方です。

申請地は、神川西道原一4037番口、地目は畑、地積は1,983㎡です。

期間は、平成24年1月1日から平成26年12月14日までとなっています。

小作料は1万円です。

借り人は、前号のM・Sさんです。これも新規です。

調査委員は、鮫島委員です。

次に受付番号304号の貸人は、Y・Hさん、大阪府の方です。

申請地は、神川西道原一4039番、地目は畑、地積は3,120㎡です。

期間は、平成24年1月1日から平成26年12月14日までとなっています。

小作料は、1万5千円です。

借り人は、前号のM・Sさんです。これも新規です。

調査委員は、鮫島委員です。

次の受付番号305号から312号の貸人は、N・Sさん、S自治会の方です。
申請地は、神川西道原一4050番8、地目は畑、地積は297㎡。
次に神川西大久保4052番116、地目は畑、地積は667㎡。
次に神川東道原一4062番8、地目は畑、地積は1,619㎡。
次に神川東道原一4064番4、地目は畑、地積は297㎡。
次に神川東道原一4064番6、地目は畑、地積は793㎡。
次に神川東道原一4064番10、地目は畑、地積は1,015㎡。
次に神川桜原8388番、地目は畑、地積は803㎡。
次に神川桜原8395番、地目は畑、地積は988㎡で合計6,479㎡です。
期間は、平成24年1月1日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、全部で3万5千円です。
借り人は、前号のM・Sさんです。これも新規です。
調査委員は、鮫島委員です。

次の受付番号313号から330号の貸人は、Y・Iさん、S自治会の方です。
申請地は、神川西道原一4043番2、地目は畑、地積は942㎡。
次に神川西大久保4052番38、地目は畑、地積は1,785㎡。
次に神川西大久保4052番41、地目は畑、地積は1,476㎡。
次に神川東大久保4053番17、地目は畑、地積は2,016㎡。
次に神川二子塚8086番、地目は畑、地積は1,183㎡。
次に神川二子塚8089番、地目は畑、地積は945㎡。
次に神川二子塚8090番、地目は畑、地積は958㎡。
次に神川二子塚8114番、地目は畑、地積は565㎡。
次に神川二子塚8140番、地目は畑、地積は991㎡。
次に神川西大久保8216番、地目は畑、地積は1,490㎡。
次に神川石ヶ峯8260番1、地目は畑、地積は1,833㎡。
次に神川石ヶ峯8278番、地目は畑、地積は1,110㎡。
次に神川石ヶ峯8279番、地目は畑、地積は1,120㎡。
次に神川石ヶ峯8280番、地目は畑、地積は1,047㎡。
次に神川西道原8290番、地目は畑、地積は925㎡。
次に神川西道原8292番、地目は畑、地積は1,064㎡。
次に神川横尾8555番4、地目は畑、地積は1,034㎡。
次に神川猿掛8787番89、地目は畑、地積は925㎡で、合計21,409㎡となっています。
期間は、平成24年1月1日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、全部で7万円です。
借り人は、前号のM・Sさんです。これも新規です。
調査委員は、鮫島委員です。

次に受付番号331号の貸人は、M・Uさん、K自治会の方です。
申請地は、神川原田3220番、地目は田、地積は1,271㎡です。
期間は、平成24年1月1日から平成29年12月14日までとなっています。
小作料は、2万4千円です。
借り人は、M・KさんでK自治会の方です。新規となっています。
調査委員は、徳永委員となっております。

次に受付番号332号の貸人は、K・Yさん、Y自治会の方です。
申請地は、田代麓段1735番1、地目は畑、地積は736㎡です。
期間は、平成23年12月20日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、3千円です。
借り人は、K・SさんでK自治会の方です。新規となっています。
調査委員は、樋渡委員です。

次に受付番号333号の貸人は、K・Oさん、I自治会の方です。
申請地は、田代麓段1736番、地目は畑、地積は1,976㎡です。
期間は、平成23年12月20日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、8千円です。
借り人は、前号のK・Sさんです。これも新規です。
調査委員は、樋渡委員です。

次に受付番号334号から336号までの貸人は、M・Mさん、Y自治会の方です。
申請地は、田代麓段1734番1、地目は畑、地積は606㎡。
次に田代麓段1734番2、地目は畑、地積は670㎡。
次に田代麓段1734番4、地目は畑、地積は126㎡で、合計1,402㎡です。
期間は、平成23年12月20日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、全部で6千円です。
借り人は、前号のK・Sさんです。これも新規です。
調査委員は、樋渡委員です。

次に受付番号337号と338号の貸人は、M・Oさん、S自治会の方です。
申請地は、田代麓グミノ木3318番4、地目は畑、地積は1,358㎡。
次に田代川原菖蒲ヶ迫5951番5、地目は畑、地積は1,626㎡です。
期間は、平成23年12月20日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、全部で1万8千円です。
借り人は、K・MさんでS自治会の方です。これは新規となっています。
調査委員は、樋渡委員としていますが、場所的には鍋委員の処のようですが宜しいでしょうか。Mさんについての内容は承知されていますか。

鍋委員
事務局

はい。
はい。解りました。
調査委員は、鍋委員の方をお願いしたいと思います。

次に受付番号339号と340号の貸人は、W・Yさん、I自治会の方です。
申請地は、田代麓中渡瀬1572番、地目は田、地積は1,876㎡。
次に田代麓中渡瀬1577番1、地目は田、地積は2,419㎡です。
期間は、平成23年12月20日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、2万1千円です。
借り人は、K・KさんでS自治会の方です。これも新規となっています。
調査委員は、樋渡委員です。

議 長

一応ここまでを提案したいと思います。
調査委員は、権利の取得に関する要件を中心に報告ください。
東郷委員、貫見委員、鮫島委員、徳永委員、樋渡委員、鍋委員の順に調査報告をお願いします。

3番
東郷委員

はい、報告致します。今年まで稲を作っていたらいいんですが、年を取って出来なくなかったということでした。K・Kさんがショウガを植える場所を探していたところ、作ってもらえないかということで現場も見に行ってきましたが、道路が無いということから道路の準備をするということで、頑張ってくださいということで話したところでございます。今ショウガ作りに燃えていますので、頑張ってくださいと思いますが、皆様のご審議をお願いします。

12番
貫見委員

ご報告致します。受付番号292号の借り人のK・Tさんは 歳ではございますが、肉用牛を専門に経営されておりまして、全ての要件はクリアしていると思います。認定農業者ではございませんが、継続でございますので何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

13番 鮫島委員 | ご報告致します。293号から330号ということで大変筆数も多い訳ですが、M・SさんはS自治会の方であります。一昨年まで鹿屋の組合食肉に勤めておられ、その間勤めながら母親と二人で生産牛を20頭ほど兼業でやっておられたたということです。今回補助事業等を導入して、大型機械や牛の増頭などをして規模の拡大を図りたいということです。今まで闇小作と申しましょうか、それらも含めて今回新たにこれを機に全部の契約をされたということでございます。意欲を充分持つておられ、技術的にも兄さんが畜連に勤められており色々アドバイスを貰っているということと、自治会内でも畜産部にも入って活動されておられるようでございますので、何ら問題ないのではないかと思いますのでございます。審議のほどを宜しく願います。

19番 徳永委員 | 331号の契約について説明いたします。貸人のM・Uさん 歳、高齢でありまして農業は出来ません。昨年まで原田3220については個人契約をしていた田です。耕作されていた方が体調を崩されて何方かいらっしゃらないかということで、M・Kさんを紹介したところ。借り人のM・Kさんは、昨年の12月から今年の11月末まで始良市にある有機農業研修組合で1年間実習をされてきた方で、帰ってから新たに有機農業を行うという意欲的な方で、土地を探していたところでしたので話が進みました。小作料の2万4千円ですが、これまで借りておられた方が3万6千円で借りておられまして、それでは少し高いのではないかとということで話し合まして、2万4千円に下げて頂きましてそれで行きましょうということになった訳であります。M・Kさんは独身ではありますが、先ほど申しましたように1年間有機農業の研修も受けてきており、意欲もあるような方ですのでこの件については問題ないと思えます。

9番 樋渡委員 | ご報告致します。K・Oさんとなっておりますが、K・Oさんのお父さんが牛を飼っておられましたが、年をとられましたので後継者としてやって行きたいという気がありました。が、やらないということになり畜産を止められたことから、K・Yさんの土地まで耕作しておられましたので、それを今回K・Sさんが作ってくれるということであります。Sさんは、認定農業者でもあり全ての要件をクリアしている方であると私は思っております。この2ヶ所とも条件面で大型機械も入れるように舗装もしてあり条件もいいところで、K・Sさんは喜んで了解してもらったところです。K・Sさんは、この地域内で規模拡大をしたいということで頑張っておられますので、何ら問題ないと思えますので宜しく願います。

8番 鍋委員 | 337号と338号につきましては、今年の5月までは茶を植えてありましたが耕作されていた方が、最近の低迷と品種も遅番で品種も悪いことから返還されました。ところが耕作放棄地になっていましたので、今年から来年にかけての錦江町田代地区の農地利用集積円滑化事業の関係で相談に行きまして、良い人がいたらということになりまして抜根ということが条件になりまして、K・Mさんという方に相談しましたところ長尾団地の南部開発の周辺に1町歩ほど耕作されていまして、隣接地でもありますので相談しましたところ成立したところ。K・Mさんにつきましては、認定農業者でもありますし、大根、甘藷、長尾団地につきましては甘藷を作付されて、この土地についてもそのような予定であるというようなことで、何ら申し分ないと思っております。宜しく願います。

9番 樋渡委員 | 引き続き私が報告します。M・Mさんの畑ですが、先ほど報告しましたK・Yさん、K・Oさんの畑と隣接しておりまして、今鍋委員が言われましたとおり遊休農地の解消と土地の集積という事業に乗っかってK・Sさんが引き受けてくださったものです。M・Mさんの畑は、茶畑ですので茶を処分して甘藷を作るということです。それからR・Yさんは、今年まで米を作っていたら、息子さんが休みに帰ってきてされていましてそれが出来ないということで、今回K・Kさんをお願いしたところ引き受けてもらいました。Kさんは、認定農業者で全ての要件を満たしている方ですので何ら問題ないと思えます。以上です。宜しく願います。

議長 | 只今、6名の委員から調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

事務局 | 事務局から宜しいでしょうか。

議長 | はい。

事務局 Kさんの分ですが、ここ最近小作を5, 571㎡されておりますが、この農地の利用状況はどのようなものでしょうか。ということとM・Kさん、有機農業を行うということで今報告がありました。有機農業を行うことによって周辺農地への影響とかその辺りへの心配、指導関係はどのようなことでしょうかということですので2方お願いします。

東郷委員 最初のKさんですが、昨日も話をしまして、ショウガ植えが来年の4月ですので、それまで堆肥入れなど準備だそうです。昨日見に行った現場は、道路も入れなければならないということで植え付けまでにしなければならないということで、頑張らなければいけませんよと励ましたところでした。

議長 はい。

鍋委員 今東郷委員がおっしゃったように、年が明けてからというようなことでありまして、荒れた土地でありまして農地利用円滑化事業でおこなうということですので、補助金の中で工事してもらえるところから行うということでした。

徳永委員 Kさんは、良質の有機堆肥をハウスの中で作るということです。有機農業が軌道に乗るまでは2年近くかかるであろうということで、軌道に乗ったら神川で有機農業に協調される方がおられたら一緒にやって行きたいという考えを持っておられます。

全委員 なし。

議長 他に無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号291号から340号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号291号から340号までは原案のとおり決定しました。次をお願いします。

事務局 次の受付番号341号から344号までは安水委員の事案となっておりますので、安水委員は本件に参加できませんのでそのつもりでお願いします。

受付番号341号と342号の貸し人は、T・Oさん南大隅町の方です。
申請地は、田代麓崩内2342番3、地目は田、地積は1,355㎡。
次に田代麓崩内2342番4、地目は田、地積は519㎡です。合計1,874㎡です。
期間は、平成23年12月20日から平成28年12月14日までとなっております。
小作料は、全部で9千円となっております。
借り人は、Y・Yさん、Y自治会の方です。これは新規となっております。
調査委員は、樋渡委員です。

受付番号343号の貸し人は、K・YさんY自治会の方です。
申請地は、田代麓崩内2342番5、地目は田、地積は1,204㎡です。
期間は、平成23年12月20日から平成28年12月14日までとなっております。
小作料は、6千円となっております。
借り人は、前号のY・Yさんです。これも新規です。
調査委員は、樋渡委員です。

受付番号344号の貸し人は、E・HさんH自治会の方です。
申請地は、田代麓崩内2342番6、地目は田、地積は862㎡です。
期間は、平成23年12月20日から平成28年12月14日までとなっております。
小作料は、4千円となっております。
借り人は、Y・YさんでY自治会の方です。これも新規です。
調査委員は、樋渡委員です。
調査報告は、権利の取得要件を中心に報告してください。

議長 樋渡委員調査報告をお願いします。

9番
樋渡委員 調査報告致します。341から342のT・Oさんは、今年4月にあっせんで上がっていた物件です。E・Hさんは、先月あっせんで上がってきた土地であります。Yさんにお願いした一番の点は、T・OさんとE・Hさんの間にK・Yさんの田があったものですので、今年Yさんは大豆を作っておられて、隣接して間にあり耕作するのに無駄が出るということで、Yさんのここもまとめて、この辺りが全部まとまったらYさんが作ってくださるということで、貸してもらえませんかとお願ひしたところ、341から344の4筆が畦を取って1枚にまとめられるということで、Yさんにお願いしたら快く引き受けてもらいました。それと皆さんもご存じのとおりYさんは農業委員もしていらっしゃるし、認定農業者でもあるし、全ての要件を備えている方でもありますので何ら問題ないと思いますので宜しくお願ひします。

議 長 受付番号341号から344号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思ひます。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは受付番号341号から344号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号341号から344号までは原案のとおり決定しました。

次をお願ひします。

事務局 受付番号345号の貸し人は、E・OさんI自治会の方です。
申請地は、田代麓ホケノ頭1285番2、地目は畑、地積は762㎡です。
期間は、平成23年12月20日から平成28年12月14日までとなっています。
小作料は、10a当たり8千円となっております。
借り人は、H・SさんS自治会の方です。これは新規となっています。
調査委員は、樋渡委員です。

議 長 樋渡委員調査報告をお願ひします。

9番
樋渡委員 報告致します。E・Oさんの物件は、今年までK・Mさんという方が借りておられまして、今回Mさんが作らないということで、H・Sさんにお願ひした物件です。H・Sさんは認定農業者でもあり現在親子4人で甘藷作りと水稻を栽培されております。昨日もこの地域の畦の草払いとかそのような管理をきちっとされておりました。機械等も全て揃えておりますので、何ら支障はないし、認定農業者でもあり頑張っておられますので、何ら問題は無いと思ひますので宜しくお願ひします。

議 長 受付番号345号の調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思ひます。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは受付番号345号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号345号は原案のとおり決定しました。
議案第33号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農地利用集積計画利用権設定の錦江町長に対する要請についてを終わります。

以上をもちまして、平成23年第9回錦江町農業委員会総会の付議事項を終わります。

会長

1 2 番

1 3 番

議事録調整者 折久木まり子